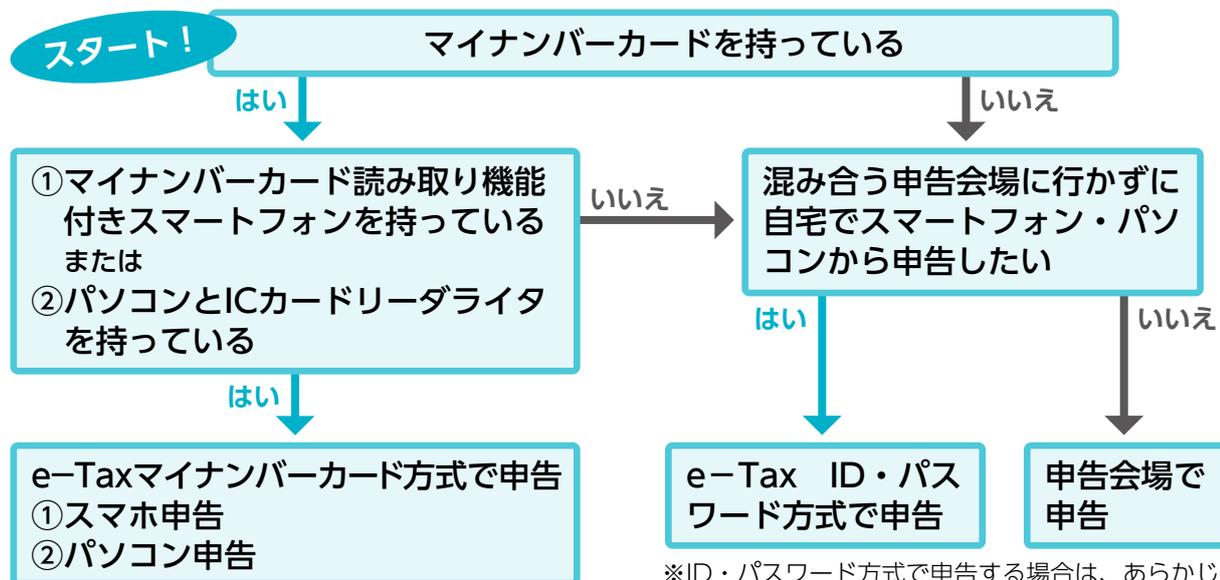


確定申告のお知らせ

確定申告会場は大変混み合います。スマートフォン・パソコンで、自宅から申告できるe-Taxをぜひご利用ください。



※ID・パスワード方式で申告する場合は、あらかじめ税務署でID・パスワードの発行が必要です。

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

例年、確定申告会場に来られる半数近くの方が、書類不足のため再来場されています。来場される場合は、必要書類をご確認のうえ、お越しく下さい。

スマートフォンをお持ちの場合、会場では基本的にスマートフォンを利用して申告書を作成します。

☎ 2月13日(月)～3月15日(水)9時～(8時30分～16時受付)

※土日祝日除く、ただし2月19日(日)と2月26日(日)は開場。

場 上尾税務署

※贈与税については、2月1日(水)から申告相談を受け付けます。

※マスク着用、少人数でお越しく下さい。

※入場の際に検温を実施します。せき・発熱などの症状がある方は入場をご遠慮いただく場合があります。

※16時前であっても、相談受付を終了する場合があります。

☎ 上尾税務署 ☎ 770-1800 (自動音声案内)

入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

国税庁LINE公式アカウント▶



確定申告関係用紙についての大切なお知らせ

令和4年分の確定申告から
申告書Aは廃止され、申告書Bに一本化されます。

令和4年中の収入がなかった方の申告

今年の町主催の確定申告・住民税申告については、会場の密を避けるため、令和4年中の収入が0円だった方に限り、1月から税務課窓口で受け付けます。お早めの申告をお願いします。

なお、申告会場の日程は、『広報いな』2月号に掲載予定です。

☎ 税務課 ☎ 2152

マイナンバーカードを使って 自宅からスマホ・パソコンで確定申告

多くの方が来場し混み合う確定申告会場に向かなくても、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード読取対応スマートフォンまたはICカードリーダライタを利用して、e-Taxで自宅から申告書を提出できます。マイナンバーカードをお持ちでない方は、お早めの取得をお願いします。

また、感染防止の観点からも、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告を行うことができますので、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

※e-Tax（国税電子申告・納税システム）とは、所得税、消費税、贈与税、印紙税、酒税などの申告や法定調書の提出、届出や申請などの各種手続をインターネットを通じて行うことができるものです。

メリットいっぱい！ マイナンバーカード方式



- 休日でも24時間、ご自宅から申告ができます。
- 還付申告の場合、e-Taxなら早期還付されます。

- マイナポータル連携により、一部の所得控除等が自動入力されます！

《マイナポータル連携》



マイナポータル

ます！令和4年分からは新たに1年間分の医療費の情報、公的年金等の源泉徴収票、国民年金保険料が自動入力の対象になります。

- 過去にマイナンバーカード方式で申告をされた方は、令和4年分からは、申告の際に必要なマイナンバーカードの読み取り回数が1回になります。

- スマホ申告は、専用画面を用意しています。令和4年分からは、青色申告決算書・収支内訳書の作成がスマホ専用画面で可能になります！

- 給与所得の源泉徴収票をスマホのカメラ機能で読み取ると、記載内容が入力画面へ自動反映されます！

下記に該当する方は、ぜひ スマホで申告をご利用ください！



- 年末調整済で医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除の申告をする方

- 年末調整が済んでいない方

- 2か所以上の給与所得がある方

- 年金収入や副業等の雑所得がある方

- 株式等の譲渡をされた方（特定口座をお持ちの方）

《動画で見る確定申告》



動画で見る確定申告

《確定申告書等作成コーナー》



確定申告

図 確定申告などについて…国税庁ホームページ「確定申告特集」をご利用ください。

e-Tax・作成コーナーの操作などについて…「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」☎0570-01-5901（土日祝日および12月29日(休)～令和5年1月3日(火)を除く。）

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。

適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

個人事業者の方は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマホがあれば、e-Taxソフト（SP※版）で登録申請手続等ができます。

※SPは、SmartPhone（スマートフォン）の略称です。

e-Taxソフト（SP版）では、画面に表示された質問に回答していくことで、入力漏れ等がなく、スムーズに申請データを作成することができる「問答形式」を採用しています。ぜひご利用ください！

※インボイス制度について詳しくは、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

